

## 専門調査会の所掌の変更及び専門委員の改選について(案)

### 1 専門調査会について

#### (1) 専門調査会の所掌の変更

動物用医薬品専門調査会は動物用医薬品の食品健康影響評価を行っているが、ポジティブリスト制度の導入に伴い評価要請案件が増加しており、今後行うことが必要となる評価件数を勘案すると、現行の審議体制では対応が困難になることが見込まれる。

このため、動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途を有する物質等の審議において動物用医薬品専門調査会と連携を図っている肥料・飼料等専門調査会において、動物用医薬品のうち、抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質の審議を行うこととすることにより、審議の迅速化を図ることとする。

	動物用医薬品専門調査会	肥料・飼料等専門調査会
現行の所掌	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
	↓	↓
変更後の所掌	動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質*を除く。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	肥料・飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質*に限る。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

\* 食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」

#### (2) 専門調査会の所掌の変更の時期

専門調査会の所掌の変更は、専門委員の改選に併せ、平成21年10月1日とする。

なお、専門調査会の所掌の変更に伴い、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）について、所要の改正を行う。

### 2 専門委員について

#### (1) 改選の基本的な考え方

現在の食品安全委員会専門委員のうち、農薬専門調査会及びプリオン専門

調査会を除く専門調査会に所属する者は、その多くが平成21年9月30日をもって任期満了を迎える。(農薬専門調査会及びプリオン専門調査会に所属する者の多くは平成22年3月31日をもって満了)

このため、農薬専門調査会及びプリオン専門調査会を除く他の専門調査会については、平成21年10月1日付けをもって専門委員の改選を行う。

## (2) 任期

内閣府においては、大臣官房人事課長通知(平成16年8月30日)により、原則2年の任期を付して専門委員等の任用を行うこととしていることから、この方針に従って、今回も2年の任期を付すこととする。

なお、任期途中で交替した場合には、前任者の残任期間とする。

## (3) 改選に当たっての留意事項(専門委員の選任に当たっての一般的な原則)

- ① 府省出身者(行政官を対象とし、研究者は含まない。)は、原則として専門委員に選任しない。
- ② 70歳以上の者は、原則として専門委員に選任しない。
- ③ 女性専門委員の割合「30%」を達成するよう努める。
- ④ リスク管理機関に設置された食品安全委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員を兼職しないことが望ましい。

## 3 専門委員の公募

企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会でそれぞれ2名の専門委員を公募する。

なお、選考に当たっては、「家庭における食生活の営みにおいて主要な役割を担っている者」を優先する。

## 4 専門調査会におけるその他の見直し

消費者目線に立った委員会運営により一層努めていくとの観点から、企画専門調査会において消費者活動関係の専門委員を2名から3名に増やす。

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）（抄）

（専門委員）

第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。